

令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(目的)

第2条 補助金は、海上の公共交通機関としての役割が期待される航路事業者(県内に本社又は営業所等を有し、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に定める一般旅客定期航路事業を営む者をいう。以下同じ。)が、燃油価格の高騰や船員不足、コロナ禍以前の水準まで利用状況が回復していない現況に鑑み、持続可能な公共交通の実現のため、航路事業者の船舶に係る省エネ対策や業務効率化、船員確保に資する取組み(以下「省エネ対策等」という。)を支援することで、航路事業者の経営の安定化や重要な社会インフラとしての航路の維持を図ることを目的とする。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 離島航路整備法(昭和27年法律第226号)第3条に定める航路補助金を受ける者
- (2) 公営航路を運航する自治体
- (3) 役員等(事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 県税に未納がある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨・目的に照らして知事が特に除外すべきものと認める者

(補助対象経費等)

第3条 補助金は、航路事業者の省エネ対策等に資する取組みを支援する期間（令和7年4月22日から令和8年2月28日まで）に航路事業者が実施する事業であって、別表1の1欄「補助対象事業」に掲げるものに要する経費に補助率を乗じて算定するものとする。ただし、他の自治体等が交付する補助金の対象として既に申請している事業及び申請する予定のある事業は補助金の対象外とする。

2 補助の対象となる経費は、別表1の1欄「補助対象事業」に掲げるものに要する経費とし、1事業者当たりの補助金の額は、別表2の3欄「補助率及び補助上限額」のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

3 申請者は、やむを得ない事由により、第1項の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業事前着手届出書（様式第1号の2）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更承認申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ

め令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額を変更しようとするとき

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の額を増減しようとするとき

(3) 事業内容の追加や一部の事業中止等の重要な変更をしようとするとき

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

（遂行状況報告）

第8条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況の報告を、令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業遂行状況報告書（様式第4号）により求めることができる。

（補助事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業の完了した日から起算して10日を経過する日又は令和8年3月2日のいずれか早い日までに、令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定

により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業費補助金精算払請求書(様式第7号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業費補助金概算払請求書(様式第8号)に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき

(2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき

(3) 補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき

(4) 前各号のほか、業務に関する法令違反により行政処分を受けるなど、補助事業者として相応しくないと認められたとき

(財産の管理)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」

- という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とし、財産管理台帳(様式第9号)を整え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は総務省所管補助金等交付規則(平成12年12月27日号外総理府、郵政省、自治省令第六号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象経費の例
1 船舶に係る省エネ対策（燃油高騰対策に資するもの）	エンジン等の整備、船底附着物除去等による燃費向上
2 業務効率化対策	デジタルサイネージの導入（車両誘導の人役削減）
3 船員確保対策	船室の居住性向上のための改装、採用者募集説明会開催

(注)

- 1 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- 2 事業 2 の補助対象経費は、システムの開発費用、機材・設備の購入費用等の初期費用（いわゆるイニシャルコスト）のみを対象とし、システムの通信費、保守管理料、機材・設備のリース料等（いわゆるランニングコスト）は対象としない。
- 3 事業 3 の補助対象経費の内、就職説明会の開催・出展に係る会場使用料、講演料、登録料及び出展料、多様な人材確保のための研修などの開催・参加や人材育成研修制度・キャリアパス制導入に係る会場使用料、講演料、委託料及び従業員の研修参加費用等については、補助事業者が負担した費用を対象とする。
- 4 いずれの事業においても、別表 1 の 2 欄に記載する経費は例示であり、事業の目的に資する取組みに要する経費を対象とする。ただし、汎用品（パソコン等）は補助対象事業に必要な不可欠なもののみを対象とする。

別表 2 (第 3 条関係)

1 区分	2 算定基準額	3 補助率及び補助上限額
船舶の総トン数が 1,000 トン以上	船舶 1 隻あたり 1,000 万円	補助率 2 分の 1 以内 (千円未満の端数は切り捨て) 補助上限額 保有する船舶の数に総トン数毎に区分する算定基準額を乗じた額
船舶の総トン数が 500 トン以上 1,000 トン未満	船舶 1 隻あたり 600 万円	
船舶の総トン数が 500 トン未満	船舶 1 隻あたり 300 万円	

(注)

- 1 予算額を上回る申請があった場合は、取組み内容を勘案して予算の範囲内で補助事業者及び補助金の額を決定し、補助を行う。
- 2 補助上限額の算定対象とする船舶は、愛媛県内を起点又は終点とする航路に係る船舶（予備船を除く）であり、交付申請時点で保有するものに限る。なお、申請時点で補助対象事業の完了までに売却等により船舶数の減少が見込まれる場合は、減少後の船舶数に基づき補助上限額を算定し、申請すること。